

令和3年度第4回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会議記録

委員氏名	石川	赤上	大金	奈良部	豊田	鈴木	松島
出欠	○	○	○	×	○	○	○

【事務局】

- 事務局……環境部：黒川部長、関口課長、鳩山係長、若林担当主査
都市建設部：荒井係長

全体進行：《関口課長》

1 開 会 《関口課長》

令和3年度第4回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会を開会する。

2 協議事項 《石川会長進行》

関口課長：続いて、協議事項に入るが、条例施行規則第28条第2項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日6名の委員全員が出席しているので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第27条第2項において、「会長は審議会を代表し、会務を総理する。」とある。

石川会長に会議の進行をお願いしたい。

石川会長：それでは、協議事項(1)の条例第13条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

(1) 条例第13条の規定による事業の許可について

《若林担当主査が資料により説明。》

9件の許可申請案件について説明した。

- ① 中粕尾 958-1 東区画太陽光発電所設置事業
- ② 中粕尾 958-1 西区画太陽光発電所設置事業
- ③ 中粕尾 975 東区画太陽光発電所設置事業
- ④ 中粕尾 975 西区画太陽光発電所設置事業
- ⑤ 中粕尾 976 区画太陽光発電所設置事業
- ⑥ 中粕尾 982-1 東区画太陽光発電所設置事業

- ⑦ 中粕尾 982-1 西区画太陽光発電所設置事業
- ⑧ 入粟野 824-1 他太陽光発電所設置事業
- ⑨ 上大久保 442-1 他太陽光発電所設置事業

石川会長：①から⑦太陽光発電所設置事業について、一括で審議したい。事務局に質問はあるか？

赤上副会長：資料①から⑦について、3点質問したい。

1点目の質問だが、資料の①・②、③・④・⑤は一体とみなしてもいいような案件だと思うが、一体とみなした理由を聞きたい。今回はその規模ではないが、緩衝帯を設置することを逃れるために区画を分けて対応することも今後考えられる。いわゆる規制逃れの恐れも考えられる。

事務局：事業区域の定義として、フェンスで区切られていることとある。ご質問の箇所は、全てフェンスで区切られており、出入り口も別々である。よって、一体とみなすことができる。

黒川部長：補足するが、別の事例でFIT法の認可は別々だが、意図的なものや一体として見ることができる事例もあった。土地利用制度もあり、このようなケースは今後市として考え方を整理して慎重に判断していきたい。

赤上副会長：了解した。

2点目の質問だが、電気事業関連法の記載のところに、農地転用の記載はあるが、経産省の認可の記載がないか？

事務局：株式会社リケンから申請があった①から⑦までは、FIT法に頼らないNon-FITによる太陽光発電開発である。今般このNon-FITによるものが増えている。

FIT法では、その原資は利用者が支払う電気料金に含まれる再エネ賦課金でまかなえており、額が膨れ上がるという課題があった。

Non-FITでは、発電された電気を国や国民が買い取る義務はない。

今後、FIT法に置き換わっていこうと注目されている。

赤上副会長：太陽光発電の設備認定は必要ないということか？

事務局：Non-FITでは、必要がない。

赤上副会長：了解した。

豊田委員：土地は売買なのか？賃借なのか？

事務局：売買だ。

豊田委員：土地の価格はどのくらいか？

事務局：把握していない。

豊田委員：なるべく土地の所有者が不利益にならないようにしてもらいたい。

赤上副会長：説明会の参加者に「支部長」という言葉が出てきたが、これは何を意味するのか？

豊田委員：自治会長の下に各支部があり、その支部の長を支部長と呼ぶ。

赤上副会長：了解した。

石川会長：他に意見はあるか？

大金委員：そもそも業者が区画を7つに分ける理由はどうしてなのか？

事務局：業者に確認したところ、小規模の開発をしたいということであった。

豊田委員：大規模開発はいろいろな意味で問題が多い。小さく区切って開発する希望を多くの業者が持っている。

石川会長：他に意見はあるか？無いようであれば、資料①から⑦までについて、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：①から⑦について、原案通り同意した。

次に資料⑧の「入粟野 824-1 他太陽光発電所設置事業」について意見はあるか？

県立自然公園の許可案件は今回が初めてだが、今回のケースで何か規制があるのか大金部長から意見を伺いたい。

大金委員：県立自然公園のうち、普通区域に該当すると思われるので、特に工作物については、厳しい制限はない。

石川会長：他に意見はあるか？無いようであれば、資料⑧の「入粟野 824-1 他太陽光発電所設置事業」について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：資料⑧の「入粟野 824-1 他太陽光発電所設置事業」について、原案通り同意した。

次に資料⑨の「上大久保 442-1 他太陽光発電所設置事業」について意見はあるか？

石川会長：そのほか質問はあるか？無いようなので、この案件を審議していく。

石川会長：資料⑨の「上大久保 442-1 他太陽光発電所設置事業」について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：資料⑨の「上大久保 442-1 他太陽光発電所設置事業」について、原案通り同意した。

(2) その他

石川会長：その他質問、意見はあるか？原案通り同意することに意義はないか？

松島委員：パワコンの音がささやき声程度とあるが、どのくらいの音がずっと続いているのか？

事務局：メーカー公称値で20から25デジベルとされている。数メートル離れるとほとんど聞こえない程度の音である。

松島委員：了解した。

石川会長：その他質問、意見はあるか？

一 同：《なし。》

石川会長：協議事項(2)は終了した。ここで進行を事務局に返すこととする。

3 その他《関口課長》

関口課長：次第3のその他、委員の皆様から意見等あるか？

一 同：《なし。》

関口課長：事務局から何かあるか？

事務局：今回は、令和4年度今年の6月を予定している。

日程については、委員の皆さまに相談しながら決めていきたい。

関口課長：最後に黒川部長から挨拶をお願いしたい。

黒川部長：今年度最後ということで挨拶したい。

赤上副会長には、ご退職、大金委員においては、異動ということで大変お世話になった。

この条例については、県内のいくつかの市で制定しているが、本市では、ご存じのように横根の案件もあり、市長から環境の側面から条例をつくれと環境課長時代に条例を制定した。

どうしても許可条例ということで、条件をクリアしていけば最後は許可せざるを得ないという苦しい部分もあるが、条例があるおかげで横根の件も事業者に対するハードルが上がり、事業を断念したという経緯もある。

今後どうかはわからないが、最後はこの審議会でご審議いただくという場面ももしかしたら出てくるかもしれない。その際にはご協力いただきたい。

化石燃料を使わず、原子力にも頼らず電気を生み出すという最善のものとして国も推進している。

環境部としては、これを促進するという面と、環境を保全していく立場もある。

そこを調和する条例となっている。

審議会でご審議していただくことは深い意味がある。

私はこの3月で移動になった。この間、委員の皆さまにはお世話になった。

委員の皆さまに感謝申し上げます。挨拶としたい。

関口課長：これで審議会を閉会する。

4 閉 会 《関口課長》